

(平成24年4月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 49 年 5 月に、結婚を契機として妻と共に国民年金に加入し、付加保険料も納付することにした。申立期間の保険料は、付加保険料を含む納付書で、妻が夫婦二人分を納付したにもかかわらず、付加保険料の納付記録が無いが、この期間だけ、納付金額を訂正して納付することは考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人及びその妻の前後の国民年金手帳記号番号の任意加入被保険者の資格取得年月日から、申立人及びその妻は、申立てどおり、昭和 49 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる上、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳は、同年 5 月 30 日に発行され、当該手帳には、同日に付加保険料を納付する者となった旨の記載が確認できる。

また、申立人及びその妻は、昭和 49 年 4 月以降、国民年金被保険者資格を喪失する 59 年 4 月 23 日までの期間の定額保険料に未納は無く、付加保険料を納付する者となった 49 年 5 月以降の付加保険料は、申立期間を除き全て納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間の前後の定額保険料及び付加保険料は全て納付済みとされているところ、納付意識の高い申立人の妻が、年度途中である 3 か月の付加保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 49 年 5 月に、結婚を契機として夫と共に国民年金に加入し、付加保険料も納付することにした。申立期間の保険料は、付加保険料を含む納付書で、私が夫婦二人分を納付したにもかかわらず、付加保険料の納付記録が無いが、この期間だけ、納付金額を訂正して納付することは考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人及びその夫の前後の国民年金手帳記号番号の任意加入被保険者の資格取得年月日から、申立人及びその夫は、申立てどおり、昭和 49 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる上、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳は、同年 5 月 30 日に発行され、当該手帳には、同日に付加保険料を納付する者となった旨の記載が確認できる。

また、申立人及びその夫は、昭和 49 年 4 月以降、国民年金被保険者資格を喪失する 59 年 4 月 23 日までの期間の定額保険料に未納は無く、付加保険料を納付する者となった 49 年 5 月以降の付加保険料は、申立期間を除き全て納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間の前後の定額保険料及び付加保険料は全て納付済みとされているところ、納付意識の高い申立人が、年度途中である 3 か月の付加保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 46 年 7 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 50 年 4 月から同年 9 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの期間が保険料還付に伴い未加入期間、同年 7 月から 50 年 3 月までの期間が未加入期間、そして同年 4 月から 9 月までの期間が未納期間にされていた。

保険料の還付金を受け取った記憶は無く、当時、専業主婦として生活していたので、国民年金に加入していなかったとは考えられない上、いずれの期間も保険料を納付していたと思うので、申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A市の国民年金被保険者名簿（マイクロフィルム）によれば、昭和 50 年 10 月頃、46 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を喪失し、50 年 4 月 1 日に同資格を再取得する手続が行われたことによつて、納付済みとされていた当該期間の保険料が還付されたと認められるところ、当該期間は国民年金の強制被保険者となる期間であり、保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、この期間については納付済期間とする必要がある。

申立期間②について、上記資格喪失手続により未加入期間となっている上、当該期間の保険料が還付された記録が確認できないことから、保険料が納付されていなかったものと考えられる。

申立期間③について、上記被保険者名簿によれば、昭和 50 年 4 月 1 日付けで被保険者資格を再取得した後の保険料の納付記録が確認できない上、52 年 11 月 21 日に A 市役所に来庁した申立人に対し、50 年 10 月以降の納付書を交付したとする記録があるところ、同年 10 月から 52 年 3 月までの保険料が、同年 11 月 28 日に過年度納付されていることから、その時点で、申立期間③は時効で納付することができない期間となる。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付時期等の記憶は定かではない上、申立人が申立期間②及び③に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準賞与額に係る記録を39万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

申立期間について、勤務していた株式会社Aから支給されていた賞与に係る記録が確認できないが、私が所持している賞与明細書及び申立てに係る賞与が振り込まれた口座の銀行預金通帳のとおり、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間における賞与記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び申立てに係る賞与が振り込まれた口座の銀行預金通帳により、申立人は、申立期間について39万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役にも照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年3月31日から同年12月1日までの期間について、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年12月1日であると認められることから、当該期間における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成6年3月から同年9月までは15万円、同年10月及び同年11月は11万8,000円とすることが妥当である。

申立人の申立期間のうち、平成6年12月1日から同年12月18日までの期間について、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年12月18日であると認められることから、当該期間における資格喪失日に係る記録を、前述の同年12月1日から同年12月18日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年12月18日まで
年金記録を照会したところ、有限会社A（実際の勤務は、B事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことが分かった。同社には平成6年12月17日まで勤務し、厚生年金保険に加入していたので、被保険者資格喪失日に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年12月1日までの期間については、申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は、B事業所に勤務していたことが確認できる。

また、B事業所の事業主は、「当事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、当事業所の従業員が厚生年金保険への加入を希望する場合、給与から厚生年金保険料を控除し、私の母が経営する有限会社Aにおいて厚生年金保険に加入させていた。」と述べているところ、同

僚から提出された給与明細書、及びオンライン記録によれば、当該同僚は、B事業所の事業主により給与から厚生年金保険料を控除され、有限会社Aにおいて厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できる上、申立人を含む複数の同僚も同社において厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、平成6年12月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年12月26日）の後の7年1月4日付けで、6年3月31日に遡及して訂正され、それに伴い同年10月1日付けの標準報酬月額の時決定に係る記録（11万8,000円）も取り消されていることが確認できるほか、他の同僚14人についても、申立人と同様に、7年1月4日付けで、当初記録されていたそれぞれの資格喪失日が6年3月31日に遡及して訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年12月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける平成6年2月のオンライン記録及び事業主が同年10月1日付けで社会保険事務所に届け出た取消し前の時決定の記録から、同年3月から同年9月までは15万円、同年10月及び同年11月は11万8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年12月1日から同年12月18日までの期間については、前述の雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人は、前述の資格喪失日の後の同年12月17日まで継続してB事業所に勤務していたことが確認でき、当初記録されていた同年12月1日に被保険者資格を喪失する理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成6年12月1日から同年12月17日までの期間においても厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日を、前述の同年12月1日から申立人の雇用保険の離職日の翌日である同年12月18日に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（15万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月1日から53年10月1日まで
厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた期間のうち、昭和52年10月から53年9月までの標準報酬月額が、大幅に低くなっていることが分かった。

当時は月給制であり、6万円という金額はおかしいと思うので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金保険制度における標準報酬月額の定時決定については、毎年5月から7月までの3か月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額の等級を、当該年の10月から適用することとされ、また、随時改定については、昇給などにより固定的賃金の変動した場合に、変動月以後3か月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額の等級が従来の標準報酬月額の等級と比較して2等級以上変動したときに行うこととされており、毎年8月から10月までの期間に随時改定が行われる被保険者については、当該年の定時決定は行わないこととされている。

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和52年8月1日は25等級（15万円）とされているところ、申立期間に係る同年10月1日において、15等級低い10等級（6万円）となり、申立期間直後の53年10月1日には、16等級高い26等級（16万円）となっており、52年8月に随時改定が行われ、同年の定時決定は制度上行われないことから、同年10月の標準報酬月額の変更の記録は随時改定によるものとなり、申立

人の同年7月から同年9月までに支払われた報酬の平均月額が、標準報酬月額6万円に相当する額であったこととなる。

しかしながら、前述のとおり、申立人の標準報酬月額は、前後の期間と比較して申立期間のみが著しく低くなっている上、A株式会社において、昭和52年10月1日に標準報酬月額が決定又は改定されている者について標準報酬月額の推移を調査したところ、2等級以上低い標準報酬月額に変更されている被保険者は申立人のみであることが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所において総務・経理事務を担当していた同僚は、申立期間及びその前後を通じて申立人の担当職務に変更は無かった旨証言している。

さらに、申立人の説明及び同僚の証言から、申立人の職務においては、歩合給等の月によって大幅に変動する賃金は無かったと考えられる。

加えて、随時改定の算定基礎となる3か月間については、各月とも、報酬支払の基礎となった日数が20日以上でなければならなかったことを踏まえると、申立人の昭和52年7月から同年9月までに支払われた報酬の平均月額が従前と比べて大幅に減額したとする合理的な理由は見当たらず、申立人に係る同年10月の随時改定が行われるべき事情は認められない。

一方、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の次の被保険者（整理番号45）の標準報酬月額は、昭和52年10月1日に6万円で定時決定されており、さらにその次の被保険者（整理番号47）は、同日に14万2,000円で定時決定されているところ、整理番号45の被保険者原票には、一度14万2,000円と記載されたものが、後から6万円に訂正されている形跡がみられる。当該訂正前の記載は、被保険者原票を取り違えたことにより、整理番号47に係る標準報酬月額を、整理番号45の被保険者原票に誤って記載したものと考えられ、申立人の被保険者原票においても、整理番号45に係る標準報酬月額の定時決定が誤って記載された可能性も否定できない。

なお、上記被保険者原票の記載について、年金事務所は、「事務処理誤りが推測されるが、処理については特定できない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の次の被保険者に係る定時決定の標準報酬月額を、本来定時決定が行われない申立人の被保険者原票に誤って記載したと考えるのが自然であり、事業主から申立人に係る昭和52年10月1日付けの報酬月額変更届が行われたものとは認められない。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和52年8月の記録から、15万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで
納付方法等については、はっきり覚えていないが、申立期間の国民年金保険料を自分で納付しており、滞納した記憶は無い。
申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納付できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿、及びオンライン記録によると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した昭和57年12月から平成13年3月までの期間については、申立人及びその元夫の国民年金保険料の納付年月日は全て一致していることから、夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認できるところ、申立期間は申立人の元夫も未納とされていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和60年度分の国民年金保険料は過年度納付していることが確認できるところ、昭和60年4月から同年6月までの期間の保険料は、62年4月10日に納付されており、当該納付時点において、申立期間の大半は時効により納付できないものとなっている。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付方法等についての記憶が定かではなく、その納付状況が不明である。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年6月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から48年6月まで

私は、昭和45年10月に国民年金の加入手続を行った際、付加年金の説明を受け、付加保険料を納付することにした。国民年金加入期間中は定額保険料と付加保険料を納付していたはずであるので、申立期間の付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以来、定額保険料と付加保険料を納付していたはずであると主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、農業者年金に加入したことにより、昭和48年7月2日に付加納付被保険者資格を取得したことが確認できる上、同名簿の補記欄に、同年7月から同年12月までの期間に係る付加保険料の納付書を同年11月19日に発行した旨の記載が確認できることから、申立期間は付加年金の未加入期間として取り扱われており、付加保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人がA市からB市に転出する際、A市が発行した国民年金保険料納付状況等証明書（昭和52年11月10日付け）によれば、付加年金について、昭和48年7月2日加入と記載されており、申立人が所持する国民年金手帳の記録欄にも同様の記載が確認できる。

さらに、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 53 年 1 月までの期間、57 年 1 月、同年 10 月から 58 年 6 月までの期間、62 年 1 月、同年 4 月から同年 11 月までの期間、平成元年 1 月から同年 7 月までの期間、2 年 2 月から同年 6 月までの期間、3 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月から 53 年 1 月まで
② 昭和 57 年 1 月
③ 昭和 57 年 10 月から 58 年 6 月まで
④ 昭和 62 年 1 月
⑤ 昭和 62 年 4 月から同年 11 月まで
⑥ 平成元年 1 月から同年 7 月まで
⑦ 平成 2 年 2 月から同年 6 月まで
⑧ 平成 3 年 10 月及び同年 11 月

私は、会社を退職した都度、国民年金の加入手続と毎月の国民年金保険料の納付を申立期間①についてはA市役所で、申立期間②から⑧までについてはB県C市役所でそれぞれ行っていたので、各申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和 51 年 9 月 22 日に払い出されていることが確認できる。

申立期間①について、A市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和 51 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料は同年 8 月に納付されていることは確認できるが、申立期間①は未納期間とされている上、当該記録は、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳における

納付記録と合致している。

また、申立人は、A市役所で毎月、国民年金保険料を納付したとしているところ、A市は、申立期間①当時の国民年金保険料の納付方法は、3か月ごとの納付であったとしており、申立人の主張と相違している。

申立期間②から⑧までについて、申立人は、昭和57年1月31日にA市からB県C市に転居し、C市役所において、国民年金への加入手続と国民年金保険料の納付をそれぞれ行ったとしているところ、オンライン記録によると、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成8年10月8日にまとめて追加されたことが確認できることから、その時点では、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、平成18年1月20日にD社会保険事務所（当時）において、「制度共通年金見込額照会回答票」の交付を受けた際に、各申立期間について、国民年金の記録が欠落している旨の説明は無かったとしているところ、当該回答票によると、申立人の老齢基礎年金見込額の試算において、各申立期間は保険料納付済期間とはされていない。

このほか、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から50年2月まで
会社を退職した際、A郡B町（現在は、C市）で父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をB町役場（当時）で納付してくれていた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、父親が加入手続をしたとする昭和49年当時、国民年金に加入した場合には、社会保険事務所（当時）から国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるところ、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間当時居住していたB町及び申立人の現住所のあるD町では、申立人に係る国民年金被保険者名簿等の記録について、存在しない旨回答していることから、申立期間は未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする父親は既に死亡しており、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、当時の保険料の納付状況等は不明である上、申立人の父親が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から47年3月まで

私は、婚姻届を提出した昭和44年1月頃に、A市職員が自宅に来て国民年金への加入を勧められたので、夫婦で加入し、半年から1年間分の国民年金保険料として1万円を超える金額を納付したことを記憶している。その後も集金に来ていた同市職員に保険料を納付したはずである。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和44年1月頃に、A市職員の勧めで、夫婦で国民年金へ加入し、国民年金保険料を同市職員に納付したと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、A市で47年9月30日に夫婦連番で払い出されており、申立人の国民年金への加入手続はこの頃に行われ、36年4月1日に遡り国民年金被保険者資格を取得したものと考えられるが、加入手続を行ったとみられる時点において、申立期間の一部の期間は時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち一部の期間は過年度納付が可能であるが、申立人から聴取しても、申立期間当時の記憶が定かではなく、申立期間の一部の保険料を過年度納付していた事情はうかがえない。

さらに、申立人が当時居住していたA市に照会したものの、同市から申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料等は得られなかった。

加えて、申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）並びにA市の国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納とされ

ており、当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる形跡も見当たらない。

その上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及びその妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月及び同年4月、同年6月、45年9月、46年2月及び同年3月、47年8月、48年3月から同年9月までの期間、49年6月、同年12月及び50年1月、同年8月、51年1月、52年1月から同年9月までの期間、54年12月並びに58年6月から59年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月及び同年4月
② 昭和44年6月
③ 昭和45年9月
④ 昭和46年2月及び同年3月
⑤ 昭和47年8月
⑥ 昭和48年3月から同年9月まで
⑦ 昭和49年6月
⑧ 昭和49年12月及び50年1月
⑨ 昭和50年8月
⑩ 昭和51年1月
⑪ 昭和52年1月から同年9月まで
⑫ 昭和54年12月
⑬ 昭和58年6月から59年4月まで

私は船員をしていたので、申立期間の国民年金の加入手続については、母親と妻がしてくれた。

昭和44年度から49年度までの分の国民年金保険料については、納付が遅れていた保険料の納付書が届いたので、母親がA市役所B支所で保険料を納付してくれたが、50年度以降については、妻が同支所で保険料を納付してくれた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者記録票（電子データ）によれば、申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日は、昭和63年3月31日とされていることが確認できるとともに、申立期間に係る加入記録が無い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、母親が昭和50年5月頃まで、申立期間のうち、船員保険に加入していない44年3月から50年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の母親によれば、「国民年金の加入手続をした記憶は無い。」と述べている。

さらに、本申立ては13の期間にわたり、合計40か月に及んでいるが、これだけの期間及び月数について国民年金被保険者資格取得届等の事務処理を関係行政機関が誤るとは考え難い上、申立人の母親及び妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 6 月に A 市から B 町（現在は、C 市）へ転入してからは、同町の担当者が国民年金保険料を集金に来たので、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間について、妻の記録が国民年金保険料の納付済期間とされているのに、私の記録は国民年金の被保険者資格を喪失して未納とされていることに納得できない。

私は、国民年金保険料の納付を継続していたので、申立期間を保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、昭和 60 年 8 月 1 日に国民年金任意加入被保険者資格を喪失してから、61 年 4 月 1 日に国民年金第 1 号被保険者資格を取得するまでの期間は、国民年金の未加入期間として取り扱われている。

また、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、申立期間は妻の記録が納付済みとなっていると主張しているところ、オンライン記録によれば、妻については、昭和 60 年 7 月 1 日に任意加入被保険者資格を喪失したところ、61 年 6 月 6 日付けでその喪失記録が取り消されたことから、申立期間が加入期間となり、その後、60 年 12 月を除き、申立期間の保険料が過年度納付されていることが確認できる一方、申立人については、前述のとおり、申立期間が未加入期間として取り扱われていたことから、妻と同様には過年度納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間直前に当たる昭和 60 年 6 月及び同年 7 月の国民年金

保険料は、納付した記録が確認され、62年3月5日に未納から納付済みへと訂正されているが、この点からも、当時、申立期間の保険料を納付した記録は確認できなかったものと推認される。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1665 (事案 1115 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から48年6月まで

大学在学中、20歳になったのを契機に国民年金に加入できることを母が知り、国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してくれていた。また、その都度納付済みの領収書を見せてくれたことを覚えている。

領収書は保管していないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

先般の第三者委員会に年金記録の訂正を求めた際に不明だった、国民年金加入時の住所、支払を行った金融機関名及び任意加入当時の国民年金手帳記号番号が判明したので、再調査を依頼する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和50年9月25日に払い出されており、その時点では、41年7月から48年6月までの期間は、時効により納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人の母親は既に亡くなっていることから、当時の状況が不明である上、申立期間のうち、41年7月から48年6月までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、iii) 申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成22年5月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、先般の第三者委員会に年金記録の訂正を求めた際に不明だった、加入時の住所地、支払を行った金融機関名が判明したので、任意加入当時の国民年金手帳記号番号ともども知らせるとして、再申立てを行っているが、申立人が申立期間に居住していたA市では、申立期間当時は、支払を行ったとする金融機関はA市の歳入代理店に指定されておらず、国民年金保険料を納付書又は口座振替により納付することはできなかったと回答しており、現年度の国民年金保険料を当該金融機関で納付することはできなかったものと考えられる。

また、今回申立人が指摘している任意加入当時の国民年金手帳記号番号は既に当委員会が当初の判断において確認済みの国民年金手帳記号番号と同一のものを意味しており、同記号番号は前述のとおり、昭和50年9月25日に払い出されたものであることが確認できることから、この時点においては、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

再申立てに当たり、申立人から申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年7月まで

私は会社を退職した翌月の平成7年1月頃、国民健康保険に加入するため、母親と一緒に区役所に行ったが、その際に国民年金の加入手続も行った。また、国民年金保険料については、加入手続直後から再就職をした同年8月頃まで母親にお金を渡して納付してもらった。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した翌月の平成7年1月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についてはその直後から母親に依頼して納付したと述べており、申立人の母親も申立人が再就職する前までに納付したと述べているところ、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日（平成7年1月1日）及び同資格喪失日（平成7年8月7日）は、同年8月23日に入力処理されたものであることが確認できる。したがって、国民年金の加入手続は申立人が再就職により厚生年金保険被保険者資格を取得した同年8月7日以降に行われたものであると考えられ、加入手続が行われるよりも前に納付書が発行されていたとは考え難く、申立人の母親は再就職前に保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、上記被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されている上、オンライン記録によれば、平成8年11月6日に申立期間に係る過年度納付書が発行されていることが確認できることから、少なくとも当該時点までは申立期間の一部又は全ての期間の国民年金保険料が未納であったと考えられる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の母親は、申立期間が未納であるほか、他の期間にも未納期間がみられることから、母親の国民年金に対する意識が特に高かったとも言い難い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年4月までの期間、55年10月から56年3月までの期間及び58年4月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から52年4月まで
② 昭和55年10月から56年3月まで
③ 昭和58年4月から62年6月まで

申立期間①は、昭和48年3月に大学を卒業した後の期間であり、国民年金保険料は父親が納付していた。

また、昭和50年11月に結婚のためA県B市へ転居した後は、元夫が国民年金保険料を納付していた。

申立期間②は、元夫と別居していたので、私が国民年金保険料を納付していた。

申立期間③は、昭和57年3月に離婚してC県D市の実家に転居しており、国民年金保険料は、私がD市E支所で納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、婚姻のため昭和50年11月にA県B市に転居する前の期間について、申立人は、父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の52年6月11日にA県B市で払い出されていることが確認でき、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の国民年金の加入手続は、婚姻後にA県B市で初めて行われたものと考えられ、申立人の父親が申立人の婚姻前の保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人の父親は、既に死亡しており事情を聴取することができないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

申立期間①のうち、婚姻後の期間について、申立人は、元夫が国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人が所持する年金手帳2冊のうち、最初に交付されたと考えられる年金手帳の国民年金の初めて被保険者となった日は「昭和52年5月21日」と記載されている上、国民年金の記録欄の被保険者となった日にも「昭和52年5月21日」、被保険者の種別には「任」と記載されていることを踏まえると、加入当初は、昭和52年5月21日に任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得したものと推認され、その後、時期は不明ながら現在のオンライン記録にある国民年金強制加入被保険者への種別変更と48年4月1日に遡った被保険者資格取得日の訂正が行われたものと考えられる。

このため、申立人は、申立期間直後の昭和52年5月21日に初めて国民年金被保険者となったものと考えられることから、申立期間①は、当時、未加入期間として取り扱われていた可能性が高く、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

なお、昭和58年11月9日現在のA県B市年度別納付状況リストによれば、申立期間①の国民年金保険料は未納とされている。

申立期間②について、申立人は自ら国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の主張のほかには保険料が納付されたことをうかがわせるような状況も見当たらず、上記リストやD市の国民年金被保険者名簿（電子データ）においても未納とされている。

申立期間③について、申立人は、離婚してC県D市の実家に転居したため、国民年金保険料は自身がD市E支所で納付していたと述べているが、D市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金被保険者の資格取得日（昭和48年4月1日）の入力処理が、平成元年8月31日に職権転入を事由に行われていることが確認できることから、D市では、職権転入は社会保険事務所（当時）より転入事実調査票を受け取り、国民年金の処理をしたことを意味すると回答していることから、上記入力処理が行われる以前は、D市では、申立人の国民年金の手続は行われていなかったものと考えられる。

このため、申立人に対して申立期間③に係る納付書が発行されたとは考え難く、申立人は、申立期間③の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録及びD市の上記名簿（電子データ）によれば、申立期間③直後の昭和62年7月以降の保険料が納付されていることを踏まえると、申立人は、D市において資格取得処理が行われた平成元年8月31日の時点で納付が可能であった申立期間③直後の昭和62年7月以降の

保険料から納付を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人、その父親及び元夫が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月から同年 11 月 25 日まで

私は、平成 8 年 4 月に有限会社 A を設立登記し、同年 7 月から私の厚生年金保険料として、事業主の私が振り出した小切手を B 社会保険事務所（当時）に持参して納付したので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、有限会社 A が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 8 年 11 月 25 日からであり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立人は、自分を事業主として平成 8 年 4 月に当該事業所を設立登記したとしているが、商業登記簿によると、当該事業所は同年 10 月 14 日に成立し、同日に登記されたことが確認でき、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、当該事業所における申立期間の厚生年金保険加入者は事業主である自分のみであったとしているところ、申立期間のうち、平成 8 年 7 月から同年 10 月 13 日までの期間は、上記のとおり当該事業所が法人になる前であり、個人事業主としての申立人は、厚生年金保険法第 9 条に定める「被保険者」に該当しないことから、当該期間は厚生年金保険の被保険者とはなり得ない。

加えて、申立人は、C 金融機関（現在は、D 金融機関）E 支店に当座預金口座を開設し、申立期間に係る自分の厚生年金保険料として、事業主の自分が振り出した小切手を B 社会保険事務所に持参して納付したとしているが、D 金融機関 E 支店では、当時の当座預金記録は保存期限経過のため確認できない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 1 日から 34 年 10 月 25 日まで
平成 23 年 9 月頃に年金記録確認第三者委員会から同僚の年金記録について照会があり、私も脱退手当金を受け取っていないことに気付いた。
申立期間について、脱退手当金の支給記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 34 年 10 月 25 日）から約 3 か月後の昭和 35 年 1 月 23 日に支給決定がなされている上、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された 90 名のうち、申立人を含め脱退手当金の受給要件を満たしている 11 名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、9 名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 6 名に対して厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定が行われている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求が行われていた可能性は高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。